



大船渡労働基準署 ニュース



初冬の候 大船渡労働基準監督署 署長 渡辺 幸輝

署長室から見える台町公園の木々も紅葉から落葉に移り、秋の深まりそして冬の到来を感じさせる季節となりました。さて、いよいよ12月となります。岩手労働局では、12月と1月を「いわて年末年始無災害運動」期間とし、おもに冬季間の凍結、積雪等による冬季特有災害の防止を目指すこととしております。前回の運動期間を振り返りますと、去年の夏から今年の春にラニーニャ現象の発生が続いたことで、去年12月から今年の1月にかけて大雪となり、県内では冬季特有災害が多く発生しました。先日の新聞記事にもありましたが、今年もラニーニャ現象が発生し、昨冬と同様寒さ強まり大雪となるおそれがあるとしています。当署管内は、気候状況や皆様方の取り組みにより、冬季特有災害の目立った増加は認められませんでした。今回の運動期間でも引き続き、冬季特有災害防止への取り組みをよろしくお願いいたします。良いお正月をお迎えください。



稲原岩手労働局長(前列右から二人目)と株式会社菊池技研コンサルタントの菊池透社長(前列右から三人目)と若手社員の皆様

◆ 労働局長のベストプラクティス企業訪問について

11月9日に岩手労働局の稲原局長が今年度のベストプラクティス企業である「株式会社菊池技研コンサルタント」を訪問し、要請書の交付や若手職員との意見交換を行いました。ベストプラクティス企業とは、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、地域において長時間労働の削減や働き方改革の実現に向けて積極的に取り組んでいる企業のことです。毎年1社訪問しています。昨年は盛岡市の株式会社ベアレン鋳造所が対象で、今年の株式会社菊池技研コンサルタントは沿岸で初めての訪問先となりました。働き方改革は魅力ある職場づくりにもつながります。魅力ある職場にすることで優秀な人材確保につながり、ひいては業績の向上、企業の発展にもつながります。積極的な取り組みを期待します。

◆ 職場での健康保持増進管理活動について

当ニュースの9月号と10月号で募集をお願いしておりました職場における健康管理活動事例につきまして、ご協力いただきありがとうございました。

今回は、提供いただいた中から、
株式会社菊池技研コンサルタント 様
株式会社佐賀組 様

に、令和3年11月11日、大船渡労働基準監督署長から感謝状を贈呈いたしました。

今後も各社で労働者の健康のための管理活動が活発に展開されることを期待しております。

さて、事例の一部を下記のとおり紹介させていただきます。(順不同)
皆様の職場でも実践できそうなものがありましたらぜひご参考にしてください。



(左から、佐賀組石橋淳尚品質・環境・安全部長、渡辺幸輝署長、菊池技研コンサルタント菊池透社長)

取組内容 (実施中、計画中含み)	その成果は (予想成果、不安点も含み)
【食習慣改善の工夫】 毎月28日の「いわて減塩適塩の日」には、マイヤさんの「減塩鯖弁当」の利用促進や毎月健康レシピの紹介を行っている。	毎月実施しているのいわて減塩適塩の日が定着し、減塩に対する意識の向上につながっている。また、家庭でも健康レシピを取り入れる社員が増え、食生活の改善につながっている。
【ウォーキングの奨励】 全社員がホコタッチ(高性能歩数計)を着用し、社員が楽しみながらウォーキングを行っている。毎月歩行ランキングを発表し、ウォーキングイベントを開催している。	ホコタッチ導入当初よりも歩行生活年齢が平均5歳程若くなった。“歩く”ということを意識する社員が多くなり、休憩時間などに自主的に歩く社員が増えた。
【健康づくりの意識啓発】 菊池技研健康ニュースと題して、健康に関する情報を全社員に周知している。	健康ニュースを発信することにより、“健康”に対する意識が向上した。良い情報を提供してくれる社員も増えた。
【健診実施時の工夫】 動脈硬化や糖尿病の早期発見のために、定期健診において、会社負担で眼底検査を行っている。また、健診機関にはたらきかけて、一般健診に様々なオプション検査を実施できるようにしている。	病気の早期発見や自分自身の健康づくりに役立っている。
【運動】 朝礼時に「ラジオ体操」、休憩時に「けんせつ体幹体操」を推奨している。	けんせつ体幹体操は普及率がまだ低いがこれから普及していくことを期待。
【運動】 有志による市内河川ヤードでの「ゴミ拾いと兼ねたウォーキング」を計画。また、運動機能測定会も計画。	ウォーキング行事は休日開催のため参加人数が心配。
【健診事後措置】 健康診断での有所見者には、専門医での受診を文書で指示し、その結果を提出させている。	社長名で文書指示し、専門医のコメントを期日までに提出義務とし、再検査受診率を高めている。
【環境整備】 治療のため通院が必要な者に対しては、優先的に通院できるよう、上司又は本人に指導している。	通院に関しては職場仲間からの理解と協力が必要になるので、各現場の月一回の安全教育訓練時に啓蒙活動しており、全社的に浸透している。
【環境整備】 手術や長期治療等が必要な者に対しては、快復後、体調に合わせて労働ができるよう取り計らっている。	ガンなど難しい病気の手術を行った職員も数人いるが、今のところ職場復帰している。また、治療通院のための休暇等便宜を図っている。
【健康教育】 個々の生活において、1日8000歩以上の歩行、7時間睡眠、栄養価の偏らない食事の励行、飲食など暴飲暴食の削減に努めるよう指導している。	目標値設定を指導しているが、現状は個々の責任で行っているだけなので、今後は会社管理も検討したい。
【健康教育】 上記行事などの後に、その結果に基づき保健所など第三者の指導を仰ぎながら健康改善指導を実施予定。	産業界、専門家等の意見を聞きながら、全職員の健康増進に努めたい。

◆今月の労働災害防止について（連載⑥）



冬の歩き方（転倒災害の防止のために）

冬季は凍結や積雪により転倒の危険が高くなる時期です。特に昨シーズンは、近年の中でも最多の転倒労働災害の件数でした。除雪や融雪剤散布といったことも当然必要になってきますが、中には、職場の管理外の場所（例えば公道）を移動することもあり、除雪等しても時間の経過で環境が戻ったり、気象状況は日々異なったり、人それぞれ違う場所にいるなど、確実な管理が行いにくいとも思われます。

転倒防止の視点（種類）にもさまざまありますが、「歩き方」のポイントを全労働者に知識付与（安全教育）してあげることにも効果があります。インターネットで検索してもさまざま機関などで紹介されているようですが内容は概ね同じようです。

ぜひ、安全な歩き方を意識して、この冬を安全に乗り越えましょう。



～ 安全な歩き方の例 ～

- 歩幅は小さく
- すり足で
- 靴の裏全体をつけて（体重は足全体にかける）
- ゆっくりと
- 腰を落とし気味でひざを曲げて
- 両手でバランスを意識して
- 滑りにくい靴を履く

など

いわて年末年始無災害運動

あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害

実施期間：令和3年12月1日～令和4年1月31日

【準備期間：令和3年11月1日～令和3年11月30日】

STOP! 転倒災害プロジェクト

◆ 最低賃金の確認をお願いします

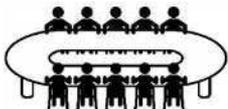
最低賃金が**10月2日（土）**から**時間額821円**になっています。

岩手県最低賃金は、年齢や正社員、パート・アルバイト等を問わず、岩手県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、時間額821円以上の賃金を支払う必要があります。最低賃金額以上の支払いとなっているかどうか確認をお願いします。

◆ 36協定を届け出ましょう

1月を起算日とする36協定を締結している事業所は多いと思います。1月1日から1年間を有効期間とする場合は12月中に当署に届出いただく必要があります。令和3年4月1日から、役所の手続きに押印等が不要となり、**36協定の様式も変わりました**。新様式では労使ともに押印は必要ありませんが、**36協定届が協定書も兼ねる場合（届出書類のほかに協定書を別途作成する場合以外）は、労使で協定したことを明らかにするために、届出書類にも署名又は記名押印が必要となります**のでご注意ください。

◆ 労働災害防止に向けて関係機関が協力します



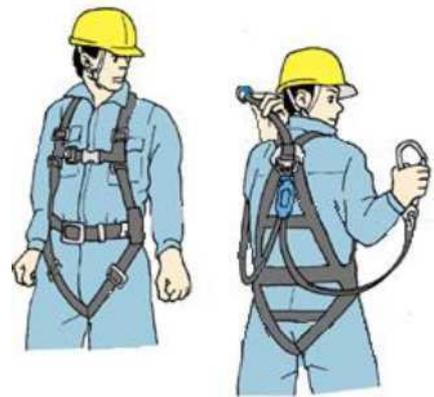
11月は、16日に労働災害防止団体代表者連絡会議、26日に建設工事関係者連絡会議が開催予定で、労働災害防止に向けて関係者が協力確認する予定としています。

◆ 規則改正の経過措置が間もなく終了します

墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となるなどの労働安全衛生規則の改正が平成31年から施行されています。

ただし、改正構造規格に基づく器具の流通に時間を要するために従来規格の器具の使用が令和4年1月1日まで猶予される経過措置が設けられていました。令和4年1月2日からは完全施行となります。

これからは、新しいルールに基づいた安全作業をお願いします。



◆労働災害の発生状況のお知らせ

令和3年10月末現在
速報値

	今年	前年同期比
製造業	10人	-8人
建設業	19人	+4人
運輸交通業	8人	+3人
林業	6人	+2人
畜産水産業	3人	+1人
商業	3人	-6人
通信業	0人	-2人
保健衛生業	9人	+3人
接客娯楽業	0人	-4人
その他業種	5人	+2人
合計	63人	-5人

<災害事例> 荷物を運送した住宅新築工事現場で、荷台の荷の上で上がって玉掛作業し、その終了後、移動式クレーンの動作が始まってしまい、バランスを崩して地面に墜落した。（運輸交通業）

<災害事例> 洗車場において、トラックの洗車後に梯子（ステップ）を利用せずに荷台後部から降りようとした際、滑って地面に墜落した。（運輸交通業）